

社会教育法の改正と家庭教育支援

—家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化を視点に—

上 田 裕 司

(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

1 はじめに

「教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である。」この文章は、2000（平成12）年12月に出された「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」において、「人間性豊かな日本人を育成する」の中で、提言されたものであり、家庭教育の重要性とともに、「家庭がすべての教育の出発点である」ことを見事に表現したものである。

以来、家庭の教育力の低下が、我が国の大きな教育問題となる中、国民的コンセンサスとして家庭教育の充実が求められ、そのための法整備や様々な施策等が展開されてきた。特に、2006（平成18）年12月の教育基本法改正により、新たに「家庭教育」が規定され、家庭教育の一層の充実に向け、国・地方公共団体の積極的な取組が法的に求められることとなった。

また、2008（平成20）年6月の社会教育法の一部改正により、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力」について規定されたことから、今後、社会全体で家庭教育を支えていくためのより良い環境を醸成していくことが重要な政策課題となった。

本稿では、2008（平成20）年6月の社会教育法改正を視点としつつ、国立

教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下、「社会教育実践研究センター」という）が2007（平成19）年度に実施した「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究」の結果に基づき、家庭教育支援における地域の役割及びそれに係る地域の教育力の活性化方策について考察することとする。

2 家庭教育支援に係る法制度改革の動向

（1）教育基本法の改正と「家庭教育」の法的位置づけ

「家庭教育」の法的位置づけは、これまで旧教育基本法においては、その第7条で「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」とされ、「社会教育」の中で規定されていたが、2006（平成18）年12月の同法の改正により、その第10条に「家庭教育」に関する規定を独立させ、新たに規定されたところである。その内容は、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有する」ことを明文化するとともに、家庭教育の役割を「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る」ことであることを明記している。

また、第2項において、「家庭教育の自主性の尊重」を明示した上で、国及び地方公共団体による家庭教育支援に係る所要の施策を講ずることが努力義務として規定されている。このことで、家庭教育の一層の充実に向け、家庭教育支援に係る国及び地方公共団体の役割が法的に担保され、行政による家庭教育支援が教育施策の重要な柱となるとともに、そのための施策・事業の一層の拡充と実行が求められることとなった。

今回の改正は、個々の家庭における教育内容について具体的に示すことは避けながら、家庭教育における親等保護者の責任と役割を明示するものとなっており、家庭教育の重要性・必要性に関して、国民的理解を改めて確認するとともに、親等保護者に対し、家庭教育に果たす役割と責任の自覚、及びその実行を促すことを趣旨としたものとなっていると考える。

(2) 教育振興基本計画における家庭教育支援

これまで、家庭教育支援に係る行政の役割については、答申等様々な機会に重要性とともにその充実が求められてきた。具体的には、2000（平成12）年11月の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」において「行政の役割は、本来家庭の責任において行われるべき家庭教育について、子どもの健全な成長が図られるよう、様々な手法により支援していくということである。」ことが提言されたり、2002（平成14）年7月の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」報告『「社会の宝」として子どもを育てよう！』では、「文部科学省と地方公共団体は、家庭教育支援を二十一世紀の教育行政の重点課題として、予算措置を含め施策の充実を図ってほしい」ことなどが報告されてきた。

このように、これまで家庭教育の充実に向け、国や地方公共団体による家庭教育支援施策の重要性・必要性が強く求められてきており、今回の教育基本法の改正は、これらを具現化するものであり、今後の国及び地方公共団体における新しい教育施策体系や計画を構築する上で、大変大きな意義を持つものである。

このことに関連して、改正教育基本法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、政府が「教育振興基本計画」を定めることが規定され、2008（平成20）年7月1日付で「教育振興基本計画」⁽¹⁾が公表された。この計画では、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」を提示した上で、その実現に向けた「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が示されている。

「家庭教育」については、目指すべき教育の姿を「すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」ために「家庭の教育力を高める」ととし、そのための施策として、「子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組」を推進することとしている。特に、全国の市町村で、地域の子育て経験者、民生委員や、保健師等の専門家が連携し、チームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すことが盛り込まれており、文部科学省は、2008（平成20）年度より「家庭教育支援チーム」の設置を中心とする「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を実施している。

なお、地方自治体における「教育振興基本計画」の策定は努力義務としているが、社会教育実践研究センターが2007（平成19）年度に実施した「社会教育計画等の策定に関する調査」⁽²⁾では、40都道府県が「教育総合計画」を、38都道府県が「生涯学習振興計画」を既に策定していることから、今後、そうした都道府県においても、国が策定した「教育振興基本計画」を十分に参酌し、それぞれの計画について、家庭教育支援に係る施策体系等を必要に応じて見直していく必要がある。

（３）社会教育法の改正とこれからの家庭教育支援

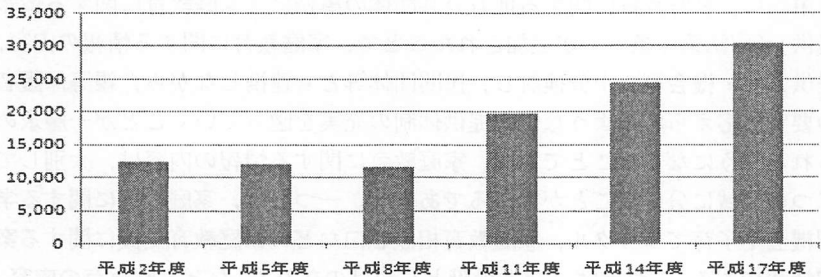
2008（平成20）年6月の社会教育法改正では、家庭教育に関して、同法第3条第3項に国及び地方公共団体の任務として「学校、家庭、地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」ことが、また同法第5条7に市町村教育委員会の事務について「家庭教育に関する情報の提供」が追加された。（第6条に都道府県教育委員会の事務としても規定）

家庭教育に関する法制度改革のこれまでの動きは、2001（平成13）年の社会教育法の一部改正により、同法第3条第2項に国及び地方公共団体の任務として「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」ことが、また同法第5条7及び第6条に市町村・都道府県教育委員会の事務として「家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設」等に関することが規定された。さらに、社会教育委員の選任根拠として同法第15条第2項に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が追加され、社会教育に対し、家庭教育関係者の意見が反映できることを法的に規定した。ここで、2001（平成13）年の社会教育法の一部改正に係る法制度改革への対応状況を見てみる。

①社会教育法第5条7及び第6条について

「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設」に関連して、文部科学省が実施する「社会教育調査」（指定統計第八十三号）⁽³⁾における都道府県・市町村教育委員会が実施する「家庭教育学級」数を見てみると、平成5年度（12,025講座）から平成8年度（11,474講座）に減少したが、その後増加に転じ、改正直後の平成14年度（24,279講座）から平成17年度（30,294講

座)にかけて約20%程度増加しており、家庭教育支援に対する関心が高まってきたことが伺える。* () 内の講座数はそれぞれ前年度実績【図1】



【図1：都道府県・市町村が実施する家庭教育学級数】(「社会教育調査」より作成)

②社会教育法第15条第2項について

社会教育委員の選任根拠に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が追加されたことについては、「社会教育調査」において、社会教育委員の選任根拠の内訳として「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の人数を、法改正直後の平成14年度から調査項目に挙げて調査している。

その結果を見ると、平成14年度は、社会教育委員の総数(都道府県・市町村)36,709人の内、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」は2,900人(7.9%)、平成17年度は、同様に総数26,224人の内、2,282人(8.6%)となっており、総数が減少する中、平成14年度に比べて0.7ポイント増加している。

次に、2008(平成20)年6月の社会教育法の一部改正を踏まえ、今後、行政が行うべき家庭教育支援施策の方向性について考察してみることにする。

まず第一に、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」(同法第3条第3項)ことが規定されたことで、社会全体で家庭教育を支援することが求められるようになったことである。今後は、身近な地域で家庭教育を支えていく環境を整備、醸成し、そのために地域の教育力を高め、家庭教育支援に集約する仕組みづくりを推進することが大変重要となってくる。このことについては、2008(平成20)年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学

習の振興方策について」において、きめ細かな家庭教育支援を積極的に進めるために「地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくこと」が重要であるとしている。

第二に、家庭教育に関する地方公共団体の事務に「家庭教育に関する情報提供」（同法第5条7）が追加されたことで、家庭教育に関する情報の内容、提供方法・機会等を十分検討し、民間団体等とも連携しながら、親等保護者の要望に応えられるような情報提供体制の充実を図っていくことが一層求められるようになったことである。家庭教育に関する情報の内容は、大別して二つの領域に分けることができるであろう。一つ目は、家庭教育に関する学習機会や子育てサークル、家庭教育相談窓口などの家庭教育支援に関する案内情報である。二つ目は、「発達段階としつけの在り方」など家庭教育の内容・方法・留意点等に関する情報である。これらの情報について、どのような提供手段がより効果的かを十分に検討する必要がある。これまでも、国においては、「家庭教育手帳」や「家庭教育ビデオ」等の作成・配布を通して、家庭教育に関する情報提供を行ってきた。また、都道府県教育委員会や市町村教育委員会等においては、広報誌やホームページ、テレビ番組の活用等多様な方法により家庭教育に関する情報提供を行ってきた。今後は、家庭教育に関する情報について、どのような内容を、どのような方法で届けるのかなどを十分に検討し、実践していくことが求められる。例えば、青森県総合社会教育センターが実施しているような、メールによる家庭教育相談、子育て情報、子育て学習、関連リンク等家庭教育関連情報を総合的に提供するワンストップサービスによる情報提供や福岡県立社会教育総合センターが行う「ふくおか子育てパーク」事業で実践されているように、情報が届きにくい保護者のために携帯電話等も含めたICTを有効に活用するなど幅広い情報提供の方法を工夫していく必要がある。

なお、図書館法においては、同法第3条に、図書館奉仕の留意事項として「家庭教育の向上に資すること」が新たに明示されるとともに、図書館法第15条及び博物館法第21条において、図書館協議会委員、博物館協議会委員の選任根拠に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が加えられたことで、図書館・博物館が、社会教育施設として、家庭教育の充実に寄与するための教育活動に取り組むことが重要となってくる。

3 家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化方策

－「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究」結果から－

(1) 調査研究の趣旨

社会教育実践研究センターでは、「地域における家庭教育支援に係る活動等の実態を明らかにするとともに、地域の役割及び地域の教育力を活かした活動の在り方について調査研究を行い、家庭教育支援のための地域の教育力の一層の活性化に資する」ことを目的として2007（平成19）年度に「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究」を実施した。ここでは、その結果に基づき、家庭教育支援に係る地域が果たす役割とそのための地域の教育力の活性化方策について考察することにする。

(2) 調査研究の概要

①調査方法及び調査対象

本調査研究の一環として、地域における家庭教育支援に係る活動等の実態を明らかにするため、調査部分を調査会社に委託し、インターネット調査により「家庭・地域の教育力に関する意識調査」を実施した。

調査対象は、調査会社が保有する登録モニターから抽出した20歳代以上の男女3,000人とした。（内訳：20歳代、30歳代、40歳代、50歳代以上からそれぞれ1,000人／男女それぞれ1,500人）

なお、調査期日は、2008（平成20）年1月11日（金）から20日（木）までの10日間とした。回収率は100％である。

②調査内容

調査内容は、1）家庭・地域の教育力に関する意識、2）地域の教育力を活かした家庭教育支援に係る活動等に関する意識及び実態、3）地域の教育力を活かした家庭教育支援に係る活動に関する今後の取組の3点を柱に調査項目を設定した。

(3) 家庭教育支援に係る地域の果たす役割とその活性化方策

現在、次代を担う子どもたちに必要とされる「生きる力」を育み、改正教

育基本法に新たに示された教育の目標（同法第2条）を達成することを目指し、様々な教育改革が進められている。

特に、「生きる力」は、学校教育を基盤にしながら、社会における多くの人々との交流や多様な体験を通して育まれるものであることから、子どもたちが学校の内外で、発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められる。このような環境づくりにおいては、子育てが将来の地域を支える人材を育てる重要な営みであることなどを踏まえ、家庭教育支援に係る地域の役割を明確にし、その役割を十分に発揮できるよう、地域の教育力をより一層活性化することが重要となってくる。

本調査研究では、地域が家庭教育を支援する重要な役割を、第一に『行政、学校、企業、地域住民等という地域の構成者が連携協力し、孤立しがちな保護者達をつないで、子育てを助ける新たな共同体を創出するなど「親の育児支援」プログラムを提供すること』、第二に『現代の子どもたちに必要な体験を意図的に教育プログラムとして地域で提供する「子どもの発達支援」』⁽⁴⁾とし、家庭教育支援に係る地域の役割に関する意識や活動状況について調査を行った。その結果を基に、「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化方策」について次のようにまとめた。

①「意識」から「実践」へ結びつける働きかけ

「家庭教育の充実のために、地域が積極的に関わるべきだと思うか」の質問に対し、「関わるべきだと思う（「はい」）」が79.1%（2,372人）、「関わるべきとは思わない（「いいえ」）」が20.9%（628人）となっており、約8割の人が肯定的な意識を有している。【表1】

【表1：家庭教育支援に係る地域の教育力に関する意識】

	n（人）	%
全 体	3,000	100.0
は い	2,372	79.1
い い え	628	20.9

一方、実際の地域活動への参加経験を問うたところ、次の12項目の家庭教育支援に係る地域活動のどの活動においても、6割以上が「全く参加したことがない」と答えている。また、「現在参加している」とする回答は、どの活動においても1割に満たない状況となっている。【図2】



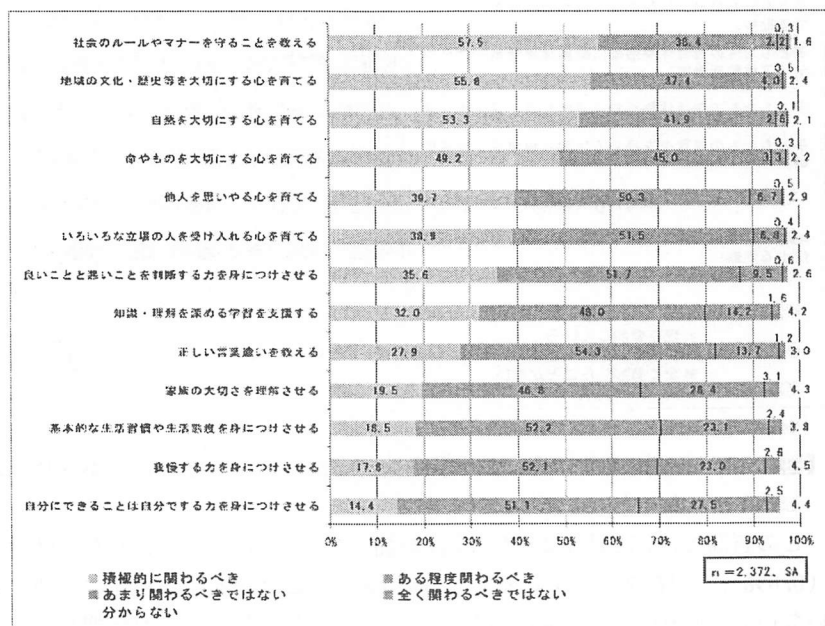
【図2：地域の教育力を活かした家庭教育支援に係る活動分野と参加状況】

この質問では、12項目に対し「現在参加している」だけに回答した人は17人（0.6%）、「現在参加している」「以前参加したことがあるが現在は参加していない」の両方に一つでも回答した人は620人（20.7%）、「以前参加したことがあるが現在は参加していない」だけに回答した人は991人（33.0%）、「全く参加したことがない」だけに回答した人は1,372人（45.7%）である。【表2】

【表2：地域の教育力を活かした家庭教育支援に係る活動状況】

	n (人)	%
全 体	3,000	100.0
「現在参加している」	17	0.6
「現在参加している」「以前参加したことがあるが現在は参加していない」	620	20.7
「以前参加したことがあるが現在は参加していない」	991	33.0
「全く参加したことがない」	1,372	45.7

こうしたことから、家庭教育支援に係る地域活動に関して、現在参加していない層の人たちに「意識」から「実践」に結びつける働きかけをどのよう



【図3：家庭教育支援に係る地域の役割に関する意識】

に行っていくかが課題となると考える。具体的には、広く家庭教育支援の重要性・必要性に関する広報・啓発や参加しやすい環境の醸成がより求められる。なお、地域の果たす役割に関して、「家庭教育の充実のために地域が積極的に関わるべきだと思う」と回答した人（2,372人：表1）に、地域が取り組むべきこととして、どの程度関わるべきかを聞いたところ、「積極的に関わるべき」とする割合は、「社会のルールやマナーを守ることを教える」（57.5%）、「地域の文化・歴史等を大切にすることを育てる」（55.8%）、「自然を大切にすることを育てる」（53.3%）が5割以上となっており、「子どもの発達支援」に係る活動項目の割合が高くなる傾向にある。【図3】

②「子どもの発達支援」に係る活動への支援者としての参加促進

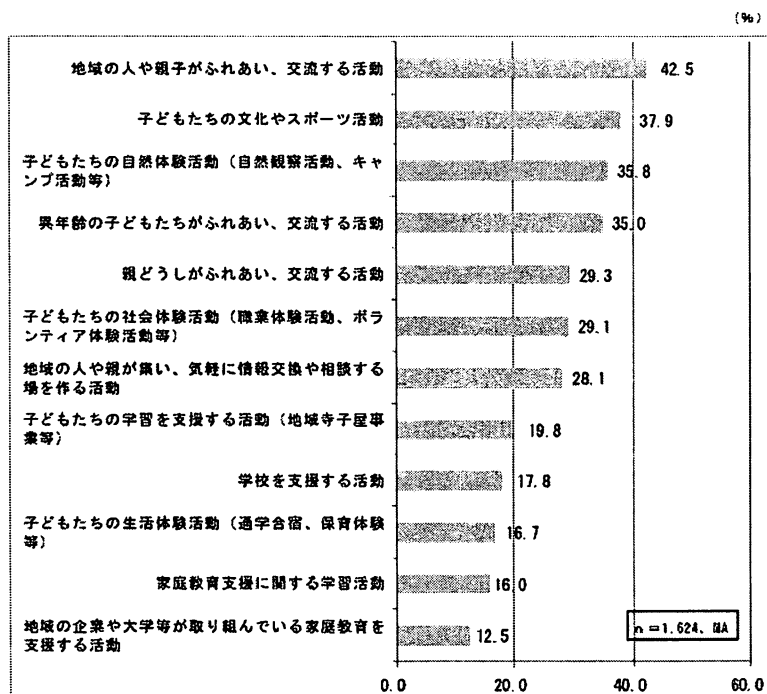
家庭教育支援に係る地域活動に「以前参加したことがあるが現在は参加していない」「全く参加したことがない」と回答した人（2,983人：表2）に、今後の地域活動への参加について聞いたところ、「参加してみようと思う（はい）」が54.4%、「参加しようと思うわない（いいえ）」が45.6%となっている。

【表3】

【表3：「現在活動に参加していない人」の今後の活動への参加意識】

	n（人）	%
全 体	2,983	100.0
は い	1,624	54.4
いいえ	1,359	45.6

この内、「はい」（1,624人：表3）と回答した人の今後参加したい活動は「親子の交流」や「子どもたちの体験」に関する活動を望んでおり、「子どもの発達支援」に係る活動を拡充することが、活動支援者としての参加を促すための有効な手立てとなると考える。【図4】

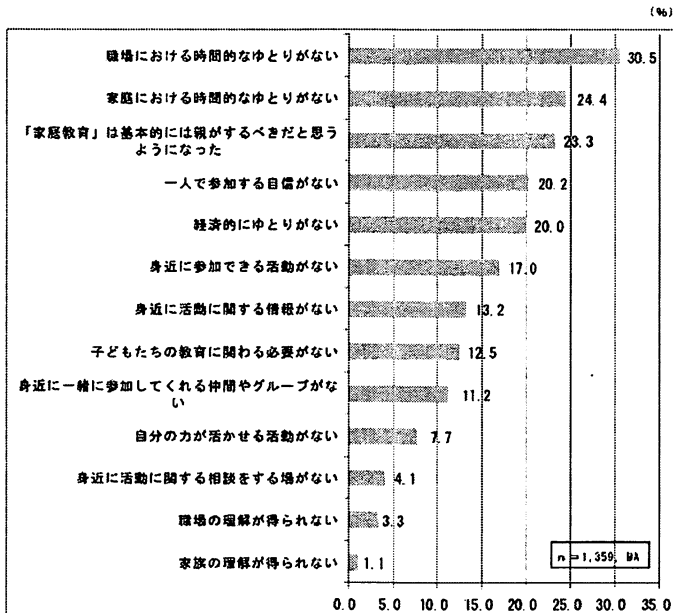


【図4：「活動に参加していない人」の今後参加しようと思う活動】

③「無関心層」に対する支援の充実

家庭教育支援に係る地域活動に現在参加していない人のうち、今後も「参加しようと思わない（いいえ）」（1,359人：表3）と回答した割合は45.6%となっており、この層（仮に「無関心層」とする。）に家庭教育支援に係る地域活動にどう参加を促していくかが大きな課題となる。⁽⁵⁾また、同様に、参加しようと思わない理由を聞いたところ「職場における時間的な余裕がない」（30.5%）、「家庭における時間的な余裕がない」（24.4%）と時間的なゆとりのなさを理由に挙げる割合が高く、次いで「本来『家庭教育』は親がやるべきだと思うようになった」（23.3%）、「一人で参加する自信がない」（20.2%）となっている。【図5】こうしたことから、身近な地域で、都合の良い時間に

柔軟に活動に参加できるよう、情報提供の充実を図るとともに、労政部局等と連携し、社員等のワーク・ライフ・バランスの確保の重要性を企業等に働きかけるなど、活動に参加しやすい環境を創出していく必要がある。

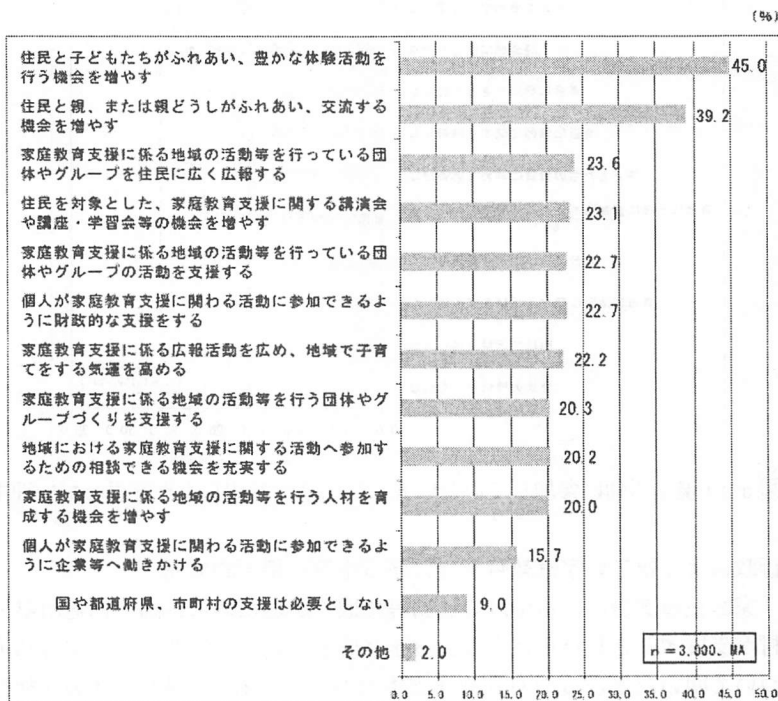


【図5：「現在活動に参加していない人」の活動へ参加しようと思わない理由】

④行政による幅広い家庭教育支援に係る施策の積極的展開

「家庭教育支援に係る地域の活動等に取り組むために、国や都道府県・市町村が支援するとしたらどんな支援を必要とするか」に関して、次の13項目について聞いたところ、「住民と子どもたちがふれあい、豊かな体験活動を行う機会を増やす」が45%と最も多く、次に「住民と親、または親どうしがふれあい、交流する機会を増やす」が39.2%と多くなっている。これらのことから、親等保護者を含めた地域住民どうしの交流活動や子どもの体験・交流活動の機会を増やすことが、地域の家庭教育支援に係る活動への支援者としての参加促進につながるものと考えられる。

また、「家庭教育支援に係る地域の活動等を行っている団体やグループを住民に広く広報する」(23.6%)、「住民を対象とした、家庭教育支援に関する講演会や講座・学習会等の機会を増やす」(23.1%)、「家庭教育支援に係る地域の活動等を行っている団体やグループの活動を支援する」(22.7%)など、住民を対象にした家庭教育支援に係る学習機会の充実や家庭教育支援に係る地域活動等を行う団体やグループの情報提供及び活動支援に関することなどが2割以上になっており、こうした幅広い支援方策を行政が積極的に展開することが、活動支援に参加する人の裾野を広げることにつながると考える。【図6】



【図6：家庭教育支援に係る地域の活動等への行政の支援の必要性】

4 おわりに～これからの家庭教育支援施策の方向性

「家庭教育」は、臨時教育審議会答申において「家庭教育の活性化」が提言⁽⁶⁾されて以降「家庭教育支援」という捉え方で、教育政策の重要課題として位置付けられてきた。しかし、一方で「元来、家庭教育は私的領域のものである」とか「家庭教育は親等保護者のみがその責任により行うべきものである」という考え方などから家庭教育に対する支援が十分でない側面も見られた。こうした中、今回の教育基本法、社会教育関係三法の改正により、「家庭教育」が法的に位置付けられるとともに、国及び地方公共団体による「家庭教育支援」が法制上規定されたことは大変意義深いものであり、これからの教育改革のより大きな柱になるものと期待する。

今後は、国が進める「家庭教育支援チーム」等を核にしながら、地域における家庭教育支援に係る様々な機関・団体・企業等が有機的に結びつくことで、よりきめ細かい効果的な活動が生み出されると考える。その際、地域の状況や地域住民の要望などを十分に把握するとともに、地域の教育力の一層の強化を図り、よりダイナミックな家庭教育支援方を積極的に創造していく社会教育行政の姿勢も大変重要となってくる。

いずれにしても、社会全体の教育力を高めることで、こうした活動の一層の充実を図ることが、今後の地域社会の基盤強化、さらには「持続可能な社会」の構築に必ずや結びつくものと考ええる。

<注>

- (1) 「教育振興基本計画」は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づき、政府が策定するものであり、国会に報告するとともに、公表することが求められている。
- (2) 「社会教育計画等の策定に関する調査」は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが、2007（平成19）年度に行った調査研究事業「地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究」の一環として実施したものである。本調査は、47都道府県、17政令指定都市を対象に、教育総合計画・生涯学習振興計画・社会教育計画等の策定状況を調査した。

- (3) 「社会教育調査」は統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定により，指定統計第83号として文部科学省が実施するものである。1955（昭和30）年度を第1回とし，2005（平成17）年度までに合計16回実施されており，調査周期は，現在は3年毎となっている。
- (4) 『家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究報告書』（2008年4月）国立教育政策研究所社会教育実践研究センター pp78-79.
- (5) 前掲書 pp81-84.
- (6) 臨時教育審議会は，1984（昭和59）年に内閣総理大臣の諮問機関として設置され，4次にわたって答申が出された。「家庭教育」については，1985（昭和60）年4月の「教育改革に関する第二次答申」の第2部第2章に「家庭の教育力の回復」として提言されている。